

魚沼市市制施行20周年シティプロモーション及びIC名称変更事業企画運營業務委託仕様書

1 番号・業務名

R6魚企委第1号 魚沼市市制施行20周年シティプロモーション及びIC名称変更事業企画運營業務委託

2 目的

魚沼市（以下「本市」という。）が令和6年11月1日に市制施行20周年を迎え、また、これと同時期に市内にある関越自動車道「小出インターチェンジ」を「魚沼インターチェンジ」に名称変更することが決定したことから、本市のプロモーション及びインターチェンジの名称変更の周知を県内のみならず、全国に向けて効果的に行い、本市への観光誘客の増加と産業発展を目指すことを目的とする。

（事業目標）

指標名	目標値
年間観光来訪者数	令和5年実績より2%増加（約3.3万人）
年間観光宿泊者数	令和5年実績より2%増加（約3.5千人）
ふるさと納税	令和5年の寄附金額より15%増加（約420百万円）

3 業務内容

委託する業務の内容は、次の（1）から（3）とし、事業の実施に向けた企画の立案、関係者との権利関係の調整及び業務に関わる運営等を一括して行うものとする。

なお、以下の内容を基本とするが、これを踏まえた上で、上記の目的を効果的に達成するため、本市と協議のうえ業務内容を追加して実施しても差し支えないものとする。

（1）新聞広告 全国紙1面

- ア 首都圏や関西圏を中心に、本市が市制施行20周年を迎えること及び小出インターチェンジが魚沼インターチェンジに変更することと合わせて本市の魅力を周知する内容の掲載
- イ 本市の特産品の紹介

（2）広報プロモーションの企画提案・実施

- ア 首都圏や関西圏を中心にインターチェンジの名称変更を踏まえつつ本市の魅力を発信し、本市への誘客や関係人口の増加に繋がる取組を実施すること。
- イ 広報媒体については、新幹線車内冊子、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌、SNS等各種メディアを効果的に活用すること。

(3) 本市の物産等をPRするイベントの企画提案・開催・運営

ア インターチェンジの名称変更及び本市の物産のPRを行う。

イ イベントは複数回行うものとし、SA・PAの屋外会場を活用したイベント実施も含むこと。

ウ イベントの実施にあたって、可能な範囲で複数の市内事業者を活用すること。また、本市職員の活用も可とする。

エ 一定の規模の集客を達成するため、効果的な広報・PRを実施すること。

オ 会場のデザインやレイアウトなどの詳細は、本市と事前協議すること。

カ 来場者のカウントなどの効果測定を行うこと。

4 業務の実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

5 本業務完了後に提出する成果物

受託者は、本業務の完了後、すみやかに次の成果物を提出すること。

(1) 業務履行届 1部

(2) 業務実績報告書 1部

※業務実績報告書には、実施業務における効果検証を踏まえた上で、今後本市において同様の事業展開した場合における改善方法についても記載すること。

(3) (2) のデータを取めたCD-R又はDVDなどのメディア 1枚

6 権利関係及び知的財産権について

(1) 本業務の遂行に当たっては、著作権や肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(2) 本業務の成果物が仕様と反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

(3) 本業務により生じた知的財産権は、原則として本市に帰属することとし、本市は事前の連絡なく加工及び二次利用できること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保されるものとし、この場合、本市は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できること。

(4) 納入される成果物に第三者が権利を有する知的財産権等が含まれる場合は、受託者は当該既存知的財産権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。

7 業務委託料の支払方法

委託料として契約書に掲げる契約金額を受託者に支払うものとし、支払の時期は原則として業務完了後とするが、受託者は契約締結日以降一部履行部分を請求することができる。

8 その他

- (1) この仕様書に明記されていない細部の事項については、魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）及び本市の指示に従うものとする。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。